

電力・ガス・食料品等価格高騰 緊急支援給付金（5万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（**1世帯あたり5万円**）は、住民税均等割非課税世帯や令和4年1月から12月までに家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

1世帯あたり**5万円**

給付金の支給時期

市が確認書(または申請書)を受理した上で、指定の金融機関口座に振り込みます。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

I 世帯全員が令和4年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

II 令和4年1月～12月の収入が減少し、
世帯全員が**「住民税非課税相当」**の収入
となった世帯
(家計急変世帯)

I 該当の方へは
市から確認書等の関係書類
を送付します。



提出期限：令和5年1月31日（火）

詳しくは裏面「I」へ

II **申請が必要です**

申請期限：令和5年1月31日（火）

裏面の内容に該当すると思われる世帯の方は、給付金窓口（☎0866-92-8389）までお問い合わせください。

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 令和4年度住民税（均等割）が非課税の世帯

基準日（令和4年9月30日）において、**世帯の全ての方が**、令和4年度の住民税（均等割）が非課税の世帯が対象です。

- 対象となる世帯には、確認書などの関係書類が入った封書が届きます。
- 封書が届いたら、同封の確認書へ記入し、必要書類を添付して、同封の返信用封筒にて**返信してください**。



【確認事項】

- ・ 支給該当欄や誓約欄、振込口座などの記入
- ・ 振込口座を確認するための書類の添付など

II 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和4年1月から12月までの任意の1か月収入×12倍）が住民税（市県民税）均等割非課税水準以下であることを指します。（適用される限度額は、下記の給付金窓口までお問い合わせください。）

（一例）住民税（市県民税）非課税となる年間給与収入の目安（総社市の場合）
単身の場合：93万円以下、母・子(1人)の場合137万8千円以下

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 上記の内容に該当すると思われる世帯の方は、下記のお問い合わせ先へご連絡いただくか、給付金窓口（市役所本庁舎1階 福祉課⑪番窓口）で
ご相談ください。



! 収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

! 住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

総社市 福祉課
給付金専用ダイヤル

TEL 0866-92-8389 FAX 0866-92-8385

受付時間 平日8:30~17:15

〒719-1192 総社市中央一丁目1番1号

